

## 憲法判例百選 I 85番

### 「集会の自由と公園の使用不許可—皇居前広場事件」

#### 第1 原告の主張

##### 1 訴訟形態

原告（X）は、皇居外苑使用不許可処分（以下「本件処分」という。）は、Xの\_\_\_\_\_を侵害し（\_\_\_\_\_）、違憲無効であると主張する。

##### 2 表現の自由による保護

表現の自由は、個人が\_\_\_\_\_を\_\_\_\_\_し\_\_\_\_\_を受けてさらに\_\_\_\_\_させるという\_\_\_\_\_の価値と、\_\_\_\_\_について\_\_\_\_\_に役立てるという\_\_\_\_\_の価値がある。そして、集会の自由は、\_\_\_\_\_として表現の自由で保護される。

本件で、Xの行為は、メーデーという\_\_\_\_\_に伴うものであり、\_\_\_\_\_という\_\_\_\_\_について\_\_\_\_\_し、\_\_\_\_\_行為である。そのため\_\_\_\_\_及び\_\_\_\_\_の価値があり、集会の自由で保障される。

よって、Xの皇居外苑の使用は、表現の自由として保障される。

##### 3 集会の自由の制約

本件処分により、皇居外苑でのXの集会の開催が\_\_\_\_\_となっている。そのため、Xの集会の自由が制約されている。

##### 4 正当化の有無

###### (1) 正当化の判断基準

前述のとおり、集会の自由は重要である。また公園は、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_が利用し、自己の意見を広く発表する\_\_\_\_\_を提供しうる  
ので、集会の自由には\_\_\_\_\_である。

そのため、本件処分の合憲性は\_\_\_\_\_に判断すべきであり、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_場合に限り合憲とする。

## (2) 本件の検討

本件で、皇居外苑は、元々\_\_\_\_\_の者の利用が想定されており、  
Xが大規模な集会を行っても\_\_\_\_\_に\_\_\_\_は生じない。

そのため、\_\_\_\_\_は認められず、本件処分は、Xの集  
会の自由を侵害し、違憲無効である。

## 第2 反論

### 1 合憲性審査基準

皇居外苑は、\_\_\_\_財産であり、その管理は\_\_によりなされている。そ  
のため、国は、使用の\_\_\_\_\_を決定する\_\_\_\_を有している。そのた  
め、本件処分にも国の\_\_\_\_が及び、本件処分の合憲性は\_\_\_\_\_に判断す  
べきである。

### 2 合憲性判断

Xの集会は約50万人が参加する\_\_\_\_\_な規模であり、通常の\_\_\_\_\_  
ではなく、皇居外苑の\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_が生じる。また、X以外  
の利用が困難になり、\_\_\_\_\_への影響も\_\_\_\_\_。

## 第3 私見

### 1 合憲性審査基準

本件処分に国の裁量が及ぶことは争いがない。しかし、原告の主張の  
とおり、集会の自由は\_\_\_\_な権利であり、集会の自由を行使するには、  
その\_\_\_\_を\_\_\_\_することが必須である。そして、皇居外苑は、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_を行う\_\_\_\_な場所であり、国の裁量を\_\_\_\_に認めるべきではない。  
そのため、\_\_\_\_\_場合に限り、本件処分は合憲となる。

## 2 合憲性判断

Xの集会の参加者は少なくはないが、皇居外苑は\_\_\_\_に公開されており、\_\_\_\_に\_\_\_\_の利用者が想定されている。また、Xの集会は\_\_\_\_で終了するのであり、施設の損壊は\_\_\_\_に抑えることができる。他の利用者についても、利用が制限されるのは\_\_\_\_のみと、不利益は\_\_\_\_。そのため、国の\_\_\_\_\_とはいえない。

よって、本件処分は、Xの集会の自由を侵害し、違憲無効である。

以 上



て、具体的場合に当該行為がその適用を受けるかどうかの判断を可能にする基準が読み取れる場合に当たらない。

よって、本件条例3条3号は、憲法31条に反し違憲無効である。

## 第2 被告の反論

本件条例3条3号は、\_\_\_\_\_を想定したものであり、一般人は道路を日常的に利用している。そのため、一般人は、\_\_\_\_\_を想定できる。

## 第3 私見

- 1 本件条例は、集団行進が\_\_\_\_\_で保障されるので、交通秩序に障害が生じることを許容している。そのため、本件条例3条3号が禁止する交通秩序の侵害は、\_\_\_\_\_ではない。また、\_\_\_\_\_行為を要求しても、\_\_\_\_\_を不当に害する結果にはならない。そして、被告の反論のとおり、一般人は、どのような行為が、殊更な交通秩序の阻害をもたらすようなものであるか考えることが可能である。

よって、本件条例3条3号は、\_\_\_\_\_の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるかどうかの判断を可能にする基準が読み取れる場合に当たる。

- 2 したがって、本件条例3条3号は、憲法\_\_\_\_条に反せず、違憲無効ではない。

以上

## 憲法判例百選 I 1 1 1 番 海外渡航の自由と旅券発行の拒否—帆足計事件

(明白性の原則は略)

### 第 1 原告の主張

#### 1 訴訟形態

原告は、本件で、旅券法 1 3 条 1 項 5 号 (当時) 自体または同号を適用し本件処分を行うことは憲法 \_\_\_\_\_ に違反し、違憲無効として、損害賠償を請求する (国賠法 1 条 1 項)。

#### 2 法令違憲

##### (1) 海外渡航の自由の性質

海外渡航の自由は、憲法上 \_\_\_\_\_ がない。しかし、 \_\_\_\_\_ に類似するので、憲法 \_\_\_\_\_ により保障される。

国の内外を問わず自由に移動することは、 \_\_\_\_\_ を通じて \_\_\_\_\_ に役立つ。そのため、海外渡航の自由は、個人の \_\_\_\_\_ を発展させる重要な \_\_\_\_\_ 的自由である。

##### (2) 制約

旅券法 1 3 条 1 項 5 号は、同号に規定する場合に、旅券を発給しないことを規定している。旅券を所持しない者は、 \_\_\_\_\_ ができなくなるので、同号は、海外渡航の自由を制約している。

##### (3) 正当化の有無

ア 前述のとおり、海外渡航の自由は、重要な \_\_\_\_\_ 的自由である。また、本件の制約は、 \_\_\_\_\_ 自体を禁止するものであり、制約の程度は大きい。そのため、旅券法 1 3 条 1 項 5 号の合憲性は、厳格に判断すべきであり、具体的には、目的が \_\_\_\_\_ であり、目的達成のための手段が \_\_\_\_\_ である場合に限り合憲となる。

イ 同号の目的は、条文に記載の通り「\_\_\_\_\_」  
 \_\_\_\_\_することにある。独立国としては、まず自国の利益及び公安を  
 維持することが重要である。そのため、同号の目的は\_\_\_\_\_で  
 ある。

しかし、上記目的の達成のためには、旅券を発行した上で、\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_などの対策を講じ  
 ることができる。そのため、手段として、\_\_\_\_\_であるとは  
 いえない。

ウ よって、旅券法13条1項5号は、海外渡航の自由を侵害してお  
 り、違憲である。

### 3 適用違憲

#### (1) 主張の趣旨

仮に旅券法13条1項5号が合憲であるとしても、同号を適用した  
 本件不許可処分は、海外渡航の自由を侵害し、違憲無効である。

#### (2) 適用の基準

法令違憲で述べたとおり、海外渡航の自由は重要な権利であり、同  
 号の規制の程度は大きい。そのため、同号の適用は慎重になされる必  
 要がある。

そのため、同号の著しく直接に日本国の利益または公安を害する行  
 為を行うおそれとは、旅券発給の申請者が海外渡航することで、\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_場合に限定される。

#### (3) 本件

本件申請者の原告の渡航目的は、国際経済会議への出席であり、日  
 本国に対して\_\_\_\_\_趣旨の会議ではない。その  
 ため、原告の海外渡航により、\_\_\_\_\_とはいえ

ない。

よって、同号を適用した本件不許可処分は、海外渡航の自由を侵害し、違憲無効である。

## 第2 被告の反論

### 1 法令違憲

海外渡航の自由は、様々な地域に移住し\_\_\_\_\_を行うために保障されるので、\_\_\_\_的自由の性質を有する。また、海外渡航者の行動が日本国にどのような影響を与えるかは、\_\_\_\_\_的な判断を要求される。そのため、立法府の広範な裁量が認められ、審査基準を厳格に判断すべきではない。

### 2 適用違憲

前述のとおり、海外渡航の自由は\_\_\_\_的自由であり、重要性は原告主張よりも低い。また、\_\_\_\_性も要求される。そのため、日本国の利益または公安を害するかどうかは、緩やかに判断される。

## 第3 私見

### 1 法令違憲

海外渡航の自由は、原告と被告の主張のとおり、\_\_\_\_的自由と\_\_\_\_的自由の両方の性質を有するので、原告主張よりも権利の重要性は高くない。また、外交上の\_\_\_\_性を有することも被告主張のとおりである。一方で、同号の規制は、\_\_\_\_\_を禁止するものであり、人格的利益を制約する程度が高い。そのため、同号の審査基準として、目的が重要で、目的と手段との間に\_\_\_\_\_がある場合に合憲とすべきである。

本件で、同号の目的は原告主張のとおり、重要である。また、海外渡航は、一旦国外に出ると、\_\_\_\_\_できなくなる



ので、日本国の利益を害する事件に巻き込まれる恐れもあり、海外渡航前に\_\_\_\_\_な措置をする必要がある。そのため、目的と手段との間に\_\_\_\_\_がある。

よって、旅券法13条1項5号は、海外渡航の自由を侵害せず、合憲である。

## 2 適用違憲

法令違憲の私見で述べたとおり、海外渡航の自由の性質と、規制の程度を考慮すると、抽象的な危険のみで同号を適用することは妥当ではない。一方、外交上の専門性から、\_\_\_\_\_まで要求することも困難である。そのため、\_\_\_\_\_される場合には同号が適用される。

本件で、原告が出席する行事は、国際経済会議であり、形式的には政治的色彩はない。しかし、同会議の開催地は\_\_\_\_\_であり、ソ連と\_\_\_\_\_条約が締結されず戦後の\_\_\_\_\_に対してソ連が何ら回答をしない状況にある。そのため、原告が同会議に出席することは、日本国が\_\_\_\_\_感を与える。また、当時日本国は占領下にあり、国際問題については、\_\_\_\_\_の意向を尊重する状況下にあったが、アメリカは、同会議への出席を\_\_\_\_\_していた。そのため、日本に対する占領政策への\_\_\_\_\_が想定された。

よって、原告が同会議に出席することで、日本国のソ連及びアメリカに対する関係にそれぞれ悪影響を与える危険が\_\_\_\_\_される。

したがって、旅券法13条1項5号を適用することは、違憲ではない。

以上

## 行政法判例百選Ⅱ 160番 「用途地域の指定」

### 第1 訴訟態様

原告は、被告に対し、都市計画用途地域決定処分取消しの訴えを起こすことになる。そこで、本件処分に\_\_\_\_\_が認められ、訴えは適法となるか。

### 第2 処分性の有無

1 処分性とは、\_\_\_\_\_たる\_\_\_\_\_の行為であり、直接\_\_\_\_\_を\_\_\_\_\_を確定することが、\_\_\_\_\_ものを指す。

2 本件で、用途地域決定は、これにより、地区内での建築の制限が決まる完結型である。そのため、本件決定の性質のみで判断される。

工業地域決定により、地域内の建築物の\_\_\_\_\_など制限を受ける。そのため、基準に適合しない場合、建築確認を\_\_\_\_\_。

しかし、これらの拘束は、\_\_\_\_\_際に問題となるので、\_\_\_\_\_な行為への拘束である。そのため、新たにこの制約を課す法令が制定されたのと同様の、\_\_\_\_\_の者に対する\_\_\_\_\_効果に過ぎない。

また、土地所有者は、\_\_\_\_\_の際、\_\_\_\_\_の違法性を主張して\_\_\_\_\_を提起できる。

よって、用途地域決定は、直接\_\_\_\_\_を確定しない。

3 したがって、本件決定に\_\_\_\_\_は認められない。

### 第3 結論

以上より、本件訴えは適法とならない。 以 上

## 行政法判例百選Ⅱ 161番 「建築基準法42条2項の道路指定」

## 第1 訴訟態様

本件指定により、本件通路は2項道路となり、道路に沿った建築物を増改築する際にはセットバックが必要となる。そこで、Xは、本件指定処分の不存確認訴訟を提起した。しかし、本件指定は\_\_\_\_\_でなされている。そこで、本件指定は\_\_\_\_\_がなく、Xの訴えは不適法となるか。

## 第2 \_\_\_\_\_の有無

1 \_\_\_\_\_とは、\_\_\_\_\_の行為であり、直接\_\_\_\_\_することが、\_\_\_\_\_認められているものを指す。

2 本件告示は、「幅4メートル～の道」に当たるすべてについて2項道路として指定するものであり、本件道路についても\_\_\_\_\_が生じる。また、法は指定により、\_\_\_\_\_（法44条）、\_\_\_\_\_（法45条）などの\_\_\_\_\_私権の制限を課している。

そのため、2項道路の指定は、一括指定でも個別指定でも、直接\_\_\_\_\_するものである。よって、本件指定に\_\_\_\_\_がある

## 第3 結論

したがって、Xの訴えは適法である。

以上

## 行政法判例百選Ⅱ 215番 「在外邦人の選挙権に関する確認訴訟」

### 第1 訴訟形態

Xの訴えは、公職選挙法の各条項が違憲無効であるとして、次回の選挙において選挙権を行使する権利を有することを確認するものであり、  
\_\_\_\_\_訴訟、実質的当事者訴訟に当たる（行政訴訟法4条）。本訴訟は\_\_\_\_訴訟であり、\_\_\_\_\_があるとして、Xの訴えは適法か。

### 第2 確認の利益の有無

1 確認の利益は、\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_が  
必要となる。

2 選挙権は、侵害後に争うことでは\_\_\_\_\_ことは困難であるので、\_\_\_\_\_に権利行使を確認する必要がある。そのため、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_として適切である。

公職選挙法は、抽象的な法規範であり、法令自体ではなくそれに基づく\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_を確認する必要がある。そのため、\_\_\_\_\_として適切である。

公職選挙法は、在外邦人に対して\_\_\_\_\_を認めておらず、Xは実際に\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_できなかつたので、\_\_\_\_\_がある。そのため、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_もある。

3 よって、本件訴訟に\_\_\_\_\_がある。

### 第3 結論

したがって、Xの訴えは適法である。

以 上